

安全管理規定（有限会社大朝交通）

第 1 章 総則

第 1 条 本規程は、有限会社大朝交通（以下「当社」という。）の一般乗合旅客自動車運送事業および一般貸切旅客自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、運輸安全マネジメントに基づく管理体制および運用手順を定めることを目的とする。

第 2 条 本規程は、当社に勤務する全社員および業務に従事する関係者に適用する。

第 2 章 安全管理体制

第 3 条 当社は、安全管理を確実にを行うため、次の体制を整備する。

役職	職名	職務内容
経営責任者	代表取締役	輸送の安全に関する最終責任を負う。
安全統括管理者	運行部長	輸送の安全確保に関する業務を統括管理する。
運行管理者	各営業所運行管理者	運行計画・点呼・勤務管理・安全指導を行う。
整備管理者	整備主任	車両の点検・整備計画の管理を行う。
乗務員	バス運転者	輸送の安全に必要な法令・社内規程を遵守する。

第 4 条 当社は、次の 2 営業所を設置する。

1. 本社営業所（所在地：広島県山県郡北広島町大朝 2487 番地）
2. 広島営業所（所在地：広島県広島市安佐北区大林町 915-1）

第 3 章 安全方針および目標

第 5 条 当社は「安全はすべてに優先する」を基本理念とし、全社員が一丸となって安全輸送に取り組む。

第 6 条 毎年度、次の目標を掲げる。

1. 重大事故ゼロの継続
2. 酒気帯び運転・速度超過ゼロ
3. ヒヤリハット報告の充実（前年対比 20%増）

第 4 章 安全教育および訓練

第 7 条 新たに雇用した運転者に対し、運行管理・車両構造・法令遵守・健康管理・危険予知訓練などの教育を実施する。

第 8 条 年 2 回以上、全運転者を対象に安全運転・事故防止・健康管理に関する教育を行う。

第 9 条 事故を起こした運転者には、原因分析と再発防止教育を実施する。

第 10 条 運行管理者・整備管理者には、法令改正や運輸安全マネジメントに関する講習を受講させる。

第 5 章 事故および異常時対応

第 11 条 事故発生時には、次の手順で対応する。

1. 乗客の救護・安全確保
2. 警察・消防・会社への報告
3. 安全統括管理者への速やかな連絡
4. 事故状況の記録と再発防止策の検討

第 12 条 事故には至らないが危険を感じた事例についても、報告書を提出し共有・分析を行う。

第 6 章 記録および監査

第 13 条 教育記録、点呼簿、運転日報、事故記録等は 3 年間保存する。

第 14 条 年 1 回以上、営業所ごとに安全管理体制の監査を実施し、改善点を経営者に報告する。

第 7 章 規程の改廃

第 15 条 本規程の改正・廃止は、安全統括管理者の提案により経営責任者が決定する。

附則 本規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。